

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：33801

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K21565

研究課題名（和文）ハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の差別構造の解明に向けての実証的研究

研究課題名（英文）Historical research toward elucidation of the discrimination structure against the education of children put quarantined at the National Hansen's disease sanatoria under the Leprosy Prevention Law

研究代表者

宇内 一文（UNAI, Kazufumi）

常葉大学・健康プロデュース学部・准教授

研究者番号：60546266

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として、ハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の「生きられた歴史」を描き出し、患者たちの個別的で多様な経験を描き出すことによって、彼/彼女らの生活の多様性や複数性に着目し、固定的な被害者像を異化したこと。療養所の教育が、一般国民を対象とした義務教育制度から切り離された特別法に基づく例外的措置として制度化され、療養所では教育さえも「隔離」されていたことを解明したこと、人権侵害の告発ではなく差別的構造の解明を志向する方法論を提起したことなどが挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教育の課題としてハンセン病問題を位置づけた。療養所での教育の実際を明確にすることは、それまでの教育の歴史に新たな事実を加えることになる。また、教育の実際の特性とその具体的内容を提示することは、療養所の学校の機能と果たした役割の解明へとつながる。

ハンセン病問題の構造解明に貢献した。「隔離」の構造について教育学の視点で解明するためのパースペクティブを提出し、ハンセン病問題における教育学の責任を実証的に明確化した。

研究成果の概要（英文）：As a result of this research, (1) By drawing out the "isolation" of children involved in leprosy and the "lived history" of education, and by drawing out the individual and diverse experiences of patients, Focusing on multiplicity and differentiating a fixed victim image. (2) It was clarified that the education at the sanatorium was institutionalized as an exceptional measure based on a special law, which was separated from the compulsory education system for the general public, and even education at the sanatorium was "isolated". (3) Proposal of a methodology aimed at elucidating the discriminatory structure rather than accusing human rights violations.

研究分野：教育学

キーワード：ハンセン病 隔離 教育 差別 らい予防法

1. 研究開始当初の背景

日本におけるハンセン病政策の過ちを認定した 2001 年の熊本地裁のハンセン病違憲国家賠償請求訴訟の判決を契機に、ハンセン病患者に対する隔離政策と人権侵害の問題が広く知られるようになった。1907 年に制定された「癩予防ニ関スル件」以降、89 年間、隔離政策がハンセン病対策の根幹とされてきた。隔離政策が展開していくなかで、ハンセン病について「恐ろしい伝染病」というイメージを流布するとともに、療養所への隔離が患者の「救済」になるとする理解が喧伝された。第 2 次世界大戦後、新薬プロミンが登場し、少なくとも 1960 年代には隔離の必要性は失われていたにもかかわらず、1996 年まで隔離政策は続けられた。差別や偏見をもたらした国の隔離政策によって、今なおハンセン病患者の生活を圧迫している。療養所を出て生活してみたいと思っても出ることができない状況が作りだされている。すでに社会生活を送っていても、自分の過去を知人に明かすことができないなどの被害が続いている。また、訴訟以後も、2003 年に発生した熊本県の黒川温泉ホテル宿泊拒否事件とそれにかかわる差別文書送付事件に端的に表れているように、差別や偏見は今でもなくなっていない。ハンセン病問題は、過去の問題ではなく、現代日本における極めて重大な社会問題であり、この問題の解決に向けたパースペクティブを提出するべく、問題の所在や背景を解明するための研究が進展してきた。差別や偏見をもたらした隔離政策がなぜ成立し、いかにして維持されてきたのかについては、歴史学の観点から、すでにならかなり程度明らかにされている。「人権侵害の歴史」として描いた、この知見が国の隔離政策の過ちを認定する証拠となるなど、歴史研究の成果が現在進行形の問題解決のため「実学」的に参照されてきた。こうした研究動向のなかに、ハンセン病にかかわる子どもと教育の問題に関する歴史研究【ハンセン病児問題史研究】もあり、この時期に集中して業績が積み重ねられていった。ハンセン病にかかわる子どもと教育の問題を「人権侵害の歴史」として描くハンセン病児問題史研究は、その後の言説や研究の枠組みとなった。

しかし、こうした研究の在り様は社会的意義はあるが、相対化されて然るべきであろう。なぜなら、『訴訟』は、勝つか負けるかのアリーナであって、そこで取り上げられることがらは勝ち負けの文脈で『戦略的に』選択された『真実』であるからだ。ハンセン病にかかわる子どもと教育の問題も、「人権侵害」の告発に終始するのではなく、「隔離」と教育の歴史的考察を通して、療養所の学校における差別的構造的解明や患者を対象とした教育の歴史的な意味内実を明らかにするものへと変わっていく必要がある。

にもかかわらず、療養所における学校の差別的構造や患者を対象とした教育の意味内実を明らかにするという課題を設定することは次の諸点の問題があり、ハンセン病児問題史研究では難しかった。

第 1 に、訴訟以後もハンセン病にかかわる子どもと教育の歴史を「人権侵害の歴史」として描き続けることの限界と弊害がある。ハンセン病問題のキーワードである「人権侵害」という語句のみに依拠しては、療養所の教育によって形成される人間は、隔離政策に従順な患者か、被害者にならざるを得ず、固定的な被害者像しか描くことができない【研究上の問題点①】。第 2 に、歴史認識を示す時期区分が、療養所につくられた患者のための学校制度の整備拡充に意義を見出す教育制度発達史観にもとづいており、隔離政策の在り方や療養所の動向とは異なる視点によって設定されているために、隔離政策と療養所の教育とのかかわりを問う視点が欠落している。そのために、らい予防法において、第 14 条「入所患者の教育」、第 22 条「児童の福祉」が規定されていることの意味を問うことができない【研究上の問題点②】。第 3 に、ハンセン病にかかわる子どもと教育の問題について、「人権蹂躪・暴力」「発達と学習の権利の剥奪」と告発することで考察を終えてしまっていて、現実的な実証分析を得ることができないことである【研究上の問題③】。

上記の①～③の研究上の問題点を乗り越えるための具体的方策は、次の諸点であるように思われる。第 1 に、これまでの概念や語句に依存することなしに、具体的な検証作業を通じて、ハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の「生きられた歴史」を描いていくことが必要である。患者たちの個別的で多様な経験を描き出すことによって、彼／彼女らの生活の多様性や複数性に着目し、固定的な被害者像を異化すること【具体的方策①】。第 2 に、療養所の教育が、学校教育法から切り離され、らい予防法によって改めて規定し直されたことの意味を問うことは必要不可欠である。なぜなら、ハンセン病患者を対象とした学校教育が、一般国民を対象とした義務教育制度から切り離された特別法に基づく例外的措置として構想されていたことを示唆するからである。療養所では教育さえも「隔離」されていたということを実証するために、「隔離」と教育とのかかわりを分析できる新たな時期区分を提示すること【具体的方策②】。第 3 に、人権侵害の告発ではなく差別的構造の解明を志向する方法論を追究すること【具体的方策③】である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、療養所に隔離収容されていた患者たちにとって学校はどうあったかについて、「隔離」と教育とのかかわりの考察をとおして実証的に明らかにすることである。

上記の研究目的を設定した動機は 2 つある。ひとつは教育の課題としてハンセン病問題を位置づけたいという意識に発する。療養所での教育の実際を明確にすることは、それまでの教育の歴史に新たな事実を加えることになる。また、教育の実際の特性とその具体的内容を提示するこ

とは、療養所の学校の機能と果たした役割の解明へとつながる。もうひとつはハンセン病問題の構造解明に貢献したいという意識に発する。「隔離」の構造について教育学の視点で解明するためのパースペクティブを提出し、ハンセン病問題における教育学の責任を実証的に明確化した。

3. 研究の方法

第1に、ハンセン病にかかわる子どもの隔離と教育に関連する法制の展開過程を検討し、らい予防法つまり隔離政策における子どもの患者の処遇の内容について明確にするという課題がある【課題①】。具体的には、患者にとって「隔離」とは何であったのかを問うために、患者の差別や排除の過程つまり処遇を解明することで、「隔離」を生きることの意味内実を明らかにする必要がある。このことは患者の主体的な生の在り様をとらえるための予備的な作業でもある【研究目的①←具体的方策①・③】。

第2に、療養所に隔離収容されていたハンセン病患者のための学校制度の成立、展開、廃止の過程を解明するとともに療養所の学校における規則を検討し、患者を対象とした学校の性格を提示するという課題もある【課題②】。具体的には、入所患者を対象とした学校制度が、一般国民を対象とした学校制度から切り離された特別法に基づく例外的措置として構想されたことを実証し、らい予防法下において教育も「隔離」されていたことを明らかにする必要がある【研究目的②←具体的方策②・③】。

第3に、ハンセン病患者への教育の実際をとおして、「隔離」(社会的排除)の対象となっていた患者への教育の特性とその具体的内容を提示するという課題がある【課題③】。療養所の学校では、「隔離」から逸脱する教育を行うことは困難であったが、にもかかわらず、「隔離」(によりもたらされた社会資源)を最大限に利用した教育により、らい予防法下でも子どもの多くが社会へと戻っていた。この「隔離」を利用した進路指導という歪んだ教育の在り様に、この学校の特性が端的に示されているように思われる。この学校の教育機能と果たした役割を教育の実際を観察するなかで考察し、歪んだ教育の在り様が生み出されるメカニズムを解明するとともに、「隔離」による教育の意味内実について明らかにする必要がある【研究目的③←具体的方策①・②・③】

4. 研究成果

(1)「らい法制」(ハンセン病患者のあらゆる処遇に関する法律と制度)は、患者を療養所へ収容するだけでなく社会での関係性を絶ち、一般国民を対象とした社会制度から切り離し、「隔離」の枠内で生きていくことを強制するものであったとともに、入所患者を対象とした学校制度は、一般国民を対象とした学校制度から切り離された特別法に基づく例外的措置として構想されており、患者を対象とした学校(学園)も「隔離」を補完するものであった。

(2)学校(学園)における差別は、「隔離」と教育との関係(教師と生徒、療養所当局との相互に複雑に入り組んだ影響関係)のなかで形成され、正当化され、共有されたプロセスのなかで構造的に生み出されていった。

(3)「隔離」を前提とした学校(学園)は、入所患者に対して隔離主義を注入し療養所に留ませる教育機能だけでなく、隔離を除去し療養所から逃走する教育機能も持ち合わせていた。これまでハンセン病にかかわる子どもと教育の問題についての歴史研究の理論枠組みであったハンセン病児問題史研究との差異で本稿の意義を述べれば、入所患者のための学校教育における差別＝人権侵害について、それを非難・告発するだけに留まらず、隔離政策の展開のなかに位置づけ、「隔離」と教育との相互補完による「包摂のなかの排除」から生成される過程を構造的に提示したところにある。その意味で、ハンセン病児問題史研究を乗り越えたハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の歴史像を提示できていると考える。学校における差別・排除の過程を明確化することは、差別＝人権侵害防止の将来的な観点を提供するものになり得る。教育の歴史研究を通して現実の社会問題の解消に少しでも貢献できるよう願っている。

今後の課題は、長島愛生園以外の国立らい療養所の入所患者のための学校教育について、本稿の観点から研究していくことである。ハンセン病問題では、訴訟の影響もあり、地域からの隔絶ばかりが強調されがちであるが、戦後の療養所の学校では、派遣教師が入所患者の教育を担ったように、地域とのつながりのなかでこの問題を考えていく必要がある。そのことは、日本の教育の歴史のなかに、これまで看過されてきたハンセン病患者の教育を位置づけることでもある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宇内一文	4. 巻 26 (2)
2. 論文標題 施設や療養所の開放と解体は、当事者の解放をもたらしたか？ ハンセン病問題と「社会臨床」の試み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会臨床雑誌	6. 最初と最後の頁 24-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇内 一文	4. 巻 3199
2. 論文標題 ハンセン病療養所を「隔離の場」(アサイラム)から「生活の場」(アジール)へと換骨脱胎した入所者の集団的実践 (書評: 有蘭真代著 『ハンセン病療養所を生きる: 隔離壁を皆に』世界思想社、2017年)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 週刊読書人	6. 最初と最後の頁 4-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇内一文	4. 巻 3140
2. 論文標題 「生きてきた証を聴くこと / 遺すこと: 新しい関係性の構築の可能性を拓く」(書評: 近藤真紀子監修 / 大島青松園編 『大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り: 深くふかく目を瞑るなり、本当に吾らが見るべきものを見るため』風間書房、2015年)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 週刊読書人	6. 最初と最後の頁 4-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇内一文	4. 巻 3174
2. 論文標題 「ハンセン病問題における「子ども」の人権侵害を究明した先駆的研究の集大成」(書評: 清水寛編著 『ハンセン病児問題史研究: 国に隔離された子ら』新日本出版、2016年)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 週刊読書人	6. 最初と最後の頁 4-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇内一文	4. 巻 17
2. 論文標題 ハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の差別構造の解明に向けた歴史研究の構想	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 人権教育研究	6. 最初と最後の頁 79-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 宇内一文
2. 発表標題 施設や療養所の開放と解体は、当事者の解放をもたらしたか？ ハンセン病問題と「社会臨床」の試み
3. 学会等名 日本社会臨床学会第26回総会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 宇内一文
2. 発表標題 ハンセン病にかかわる子どもの「隔離」と教育の差別構造の解明に向けた歴史研究の課題と方法
3. 学会等名 日本人権教育研究学会第17回研究大会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 宇内一文, 国谷直己, 須川公央, 鈴木和正, 高木加奈絵, 田口賢太郎, 長嶺宏作, 松嶋哲哉, 山口裕毅	4. 発行年 2018年
2. 出版社 三恵社	5. 総ページ数 163
3. 書名 教職のための学校と教育の思想と歴史	

1. 著者名 内海崎貴子, 上坂保仁, 宇内一文, 佐藤淳介, 杉山倫也, 原田恵理子, 吉岡昌紀	4. 発行年 2017年
2. 出版社 八千代出版	5. 総ページ数 180
3. 書名 教職のための道德教育	

1. 著者名 内海崎貴子, 井上健, 宇内一文, 鈴木麻里子, 友野清文, 牧野有可里, 山本宏樹	4. 発行年 2017年
2. 出版社 八千代出版	5. 総ページ数 208
3. 書名 教職のための教育原理 (第2版)	

1. 著者名 伊藤潔志, 歌川光一, 伊藤克実, 荒島礼子, 永田恵実子, 西脇雅彦, 宇内一文, 中田尚美, 小久保圭一郎, 松島のり子, 滝澤佳奈枝, 中川雅道, 上村崇, 大澤裕, 村上博文, 鈴木えり子, 若尾良徳, 長瀬啓子, 濱中啓二郎, 川村高弘, 山口美和, 有馬知江美, 森静子, 鈴木正和, 石田貴子, 川辺洋平, 谷塚巖, 奥田秀己	4. 発行年 2018年
2. 出版社 教育情報出版	5. 総ページ数 222
3. 書名 哲学する保育原理	

1. 著者名 羽田野真帆, 照山絢子, 松波めぐみ, 中村雅也, 宇内一文, 有海順子, 清水睦美	4. 発行年 2018年
2. 出版社 生活書院	5. 総ページ数 256
3. 書名 障害のある先生たち (「障害」と「教員」が交錯する場所で)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----